

平和憲法・9条をまもる

岩手の会 ニュース No.81

2012.7.5

発行：平和憲法・9条をまもる

岩手の会 事務局会議

連絡先 県生協連・県消団連

TEL019-684-2225

FAX019-684-2227

湯川れい子さん

一関九条の会も後援

原発・戦争・憲法・音楽を語る

5月30日、音楽評論家で作詞家の湯川れい子さんの「音楽から憲法・原発を考える」憲法講演会が行われ、350人を超える市民が、原発・戦争・憲法・音楽について、熱心に聴き入りました。主催は憲法行事実行委員会で、一関文化センターで開催しました。

湯川れい子さんは次のように話されました。

まず、戦後の日本、何も物はありませんでした。アジアを含め2,000万人も亡くなりましたが、「国破れて山河あり」で、希望に満ちていました。しかし、今の原発汚染地にはそれがありません。しかも、民主党は「放射能に関しては疑わしきは罰せず」で救済もしません。ガレキ処理をめぐっても善意の市民同士が対立させられています。また、放射能汚染で内部被ばくが最も心配です。この政治の貧困に対して、私たち一人ひとりが子どもを守るため、自分の責任と感性で政党を選ぶことが大切だと思います。

また、日本国憲法の「前文（平和）」「13条（生命）」「25条（生活）」の立場からも原発は無くす以外にないと思います。

私は、「アッと言う間に始まり、誰にも止められなくなる」戦争体験をし、山形県米沢市に疎開しました。軍人だった父、そして上の兄をフィリピンで、下の兄を特攻隊で亡くしました。東京に戻った私に、母が慰めにラジオを買ってくれました。たまたま耳にした進駐軍放送の「♪スリーピーラングーン」（1942年米国ヒットNo.1の曲）に魅せられ、音楽の世界に入っていました。しかし、戦争が始まると、人をハッピーにし元気づける音楽活動は禁じられます。音楽を愛する立場からも平和が一番大事です。

動物と違い、人間だけが想像することができます。ですから「アートする」「夢を持つ」「ほほ笑む」の三つを大切に生きたい。

このように会場に呼びかけ、最後に、全員で音楽を聞きながらの腹式呼吸法を楽しみ、湯川さんが作詞した「きずな」を大合唱し、楽しい講演会を閉じました。

高校生の参加者からは、「私ら高校生の様に発言力や政治力がない者には、署名運動はとっても参加しやすい。もっと沢山の人が聞き、興味をもったら嬉しい。未来を担う私たち子どもはもっと聞くべき。」などの感想が寄せられました。

（一関九条の会 事務局）



コラム 「新しい日本」について(4)

ところで「あたらしい憲法のはなし」を読んでいて、一箇所だけ「おやっ？」と思うところがあります。ここでは「主権在民」「戦争放棄」が強調されているのに何故だろうと思わずにはいられません。

それは日本国憲法第1条の「天皇の地位・国民主権」に関して、「五 天皇陛下」として次のように説明しているからです。

曰く、「こんどの戦争で、天皇陛下は、たいへんごくろうをなさいました。…」と。

これは少し天皇を敬いすぎではないでしょうか。しかし、これは「新しい憲法」の制定過程に於ける「巻返し」（妥協）とも考えられます。

《裏面へ》

とうわ九条の会6周年記念講演会・総会

とうわ九条の会では、6月9日（土）に6周年記念講演会、総会を行いました。記念講演会では、前福島県知事の佐藤栄佐久氏が「福島原発の真実」と題し講演。260人の参加者が東和町内外から集まりました。

佐藤さんは参議院議員を経て1988年から5期知事を務めました。知事着任早々、東京電力福島第2原発でポンプの部品が脱落し、原子炉に流出する事故に遭遇。東電は1週間後の3度目の警報で原子炉を止めました。安全より経済が優先され、自治体は何も関与できないことを実感したそうです。

また、国は事故後も依然として「原子力は絶対必要だから安全」という矛盾した論理を国民に押し付けていると批判しました。そして「自分たちの命に関わる重大な問題に国民の発言の場がない日本は民主主義の国家と言えるだろうか。日本の劣化を食い止めるのは、今回の事故を本当に反省できるかどうかにかかっている」と問いかけました。

参加者からは「悪い情報も良い情報も公開できる政治になってほしいし、そのために声を上げるのは今だ」「これからは住民一人ひとりがよく考え、知識を深め、意見を言うことが大切だと思う」などの感想が寄せられました。

総会は、15人の参加で講演会の前に行いました。会員拡大の目標を持つことや九条を守る意思表示の青いリボンの復活をのぞむ声が出され、今後検討していきます。（とうわ九条の会 世話人代表 武政美紀子）

6/6(水)~6/8(金)

総延長600km以上・延べ700人

第27回県内一周反核平和マラソン

岩手自治労連青年部などでは、今年も6月に『県内一周反核平和マラソン』を行いました。昨年の震災で運行できない部分が有り“一周”とはいきませんでした。昨年より距離を伸ばし、復興に向け一步一步踏み出している事を実感しながら走りました。

この取り組みは、仕事や生活の向上を願ううえで、いざ戦争や放射能で住めない世界となってしまうのは憲法も何も通用しない社会になってしまうと、核兵器反対・戦争の無い平和な世界・早期復興・核に依存しない社会を目指し取り組まれました。

平和な世の中を守っていくためにも、憲法9条や25条などを守り、声をあげていかなければと改めて思うとともに、日本そして世界に共に生きる人類が自らの首を絞めることのない様、核や戦争が無くなるその時まで走り続けて行きたいと決意を新たにすものでした。



コラム 「新しい日本」について(4) つづき

《表面より》 それでは「たいへんごころう」であったかどうか、大日本帝国憲法下の「天皇の地位」の規定を振り返ります。「第1条『万世一系の天皇が統治』、第3条『天皇は神聖』、第4条『天皇は国の元首、統治権を総攬』、第5条『天皇は立法権を行う』、第11条『天皇は陸海軍を統帥』、第13条『天皇は戦を宣し和を講じ及諸般の条約を締結』、第14条『天皇は戒厳を宣告』、第57条『司法権は天皇の名に於いて』…」

ここでは、天皇が絶対的な権力を有していました。これは「天皇の元首化」「国防軍の保持」などを求める憲法改悪論者たちが郷愁を抱いているであろう戦前の「古い日本」です。

しかし、「元首である天皇」が「国防軍を観閲」する姿を「主権在民」の誰が希望するでしょうか。

9条の会の活動では日本国憲法に基づく「主権在民」に相応しい「新しい日本」を県民的・国民的な討論の中で引き続き建設していくことが求められると思います。（T）

今月の署名行動

9日（月）12：00～45まで、野村証券前で街頭署名活動を行います。暑くなってきました。帽子など熱中症対策をしながら御参加下さい。